

目次

第1章 総則

第1 目的	2
第2 用語	2
第3 運用上の留意事項	3
第4 基準の適用範囲	3

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い	13
第2 収容人員の算定	57
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い	85
第4 無窓階の取り扱い	111

第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位	133
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い	141
第3 政令第9条の取り扱い	159
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い	163
第5 地下連絡路で接続されている場合の取り扱い	175
第6 洞道で接続されている場合の取り扱い	181
第7 小規模特定用途複合防火対象物	185
第8 内装制限	199
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い	201
第10 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い	231
第11 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い	237
第12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い	247
第13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い	265

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具	279
第2 屋内消火栓設備	291
第2の2 パッケージ型消火設備	351
第3 スプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備）	357
第3の2 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	399
第3の3 放水型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	411
第3の4 ラック式倉庫に用いるスプリンクラー設備	439
第3の5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備	475
第3の6 パッケージ型自動消火設備	495
第3の7 パッケージ型自動消火設備（II型）	511
第4 泡消火設備（固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。））	517
第4の2 移動式の泡消火設備	535
第4の3 特定駐車場用泡消火設備	545
第5 不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備）	575

第5の2 不活性ガス消火設備（イナートガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備）	609
第6 ハロゲン化物消火設備（全域放出方式）	621
第7 粉末消火設備	639
第8 屋外消火栓設備	661
第9 動力消防ポンプ設備	675
第10 自動火災報知設備	679
第10の2 無線式自動火災報知設備	787
第10の3 特定小規模施設用自動火災報知設備	793
第10の4 複合型居住施設用自動火災報知設備	805
第11 ガス漏れ火災警報設備	817
第12 漏電火災警報器	835
第13 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）	845
第14 非常警報設備	861
第15 避難器具	905
第16 誘導灯	979
第16の2 誘導標識	1017
第17 消防用水	1035
第18 排煙設備	1053
第18の2 加圧防排煙設備	1073
第19 連結散水設備	1103
第20 連結送水管	1125
第21 非常コンセント設備	1155
第22 無線通信補助設備	1165
第23 非常電源	1177
第24 総合操作盤	1225

第5章 特定共同住宅等

第1 用語の意義・適用範囲	1251
第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分	1259
第3 位置、構造及び設備の要件	1293
第4 区画貫通及び耐火性能	1307
第5 構造類型	1313
第6 特定光庭の取り扱い	1375
第7 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等	1413
第8 共同住宅用スプリンクラー設備	1421
第9 共同住宅用自動火災報知設備	1439
第10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	1461

凡 例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）

▲：行政指導基準であることを示す印

●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印